

グローバル社会における保育の「言葉」と保育者に関する研究 —2016年から2018年までのノルウェー英字新聞記事と政策文書に着目して—

松 田 こずえ*

The language issue and childcare workers in a global society
Focusing on the Norwegian-English newspaper articles and policy documents on child care
from 2016 to 2018

MATSUDA Kozue

Abstract

The purpose of this study was to clarify the viewpoints and measures that have been taken regarding the language learning policy for children and childcare workers in a globalized Norwegian society. An analysis of Norway's English-language newspaper articles from 2016 to 2018 and government policies on child care and children revealed that Norway prioritized early childhood education and had active and concrete policies on the national curriculum on language and the Norwegian language competence of childcare workers. In 2018, a regulation was enacted that made it mandatory for a childcare worker to take and pass the Norwegian language test. Through Norwegian education in kindergarten for children and childcare workers who are from immigrant families, Norway aims to integrate immigrants into the Norwegian society in order to create a society that respects diversity and equality.

Keywords : language, childcare worker, kindergarten, Norway, global society

1. 問題の所在と目的

本研究は、2016年以降のノルウェーの保育を対象とし、おもに保育者に求められるノルウェー語に関しての要件に着目し、言葉をめぐる政策について検討するものである。

世界のグローバル化が進む中、ノルウェー統計 (Statistic Norway 以下SSB) によれば、ノルウェーでは2017年に移民が総人口に占める割合は14%を超え、多民族多文化社会となっている。一方で、ノルウェーは世界各国の社会の豊かさや進歩の度合いを測る指標として発表される人間開発指数 (HDI)¹のランキングにおいて、世界189カ国中、第1位に選ばれるなど、豊かな社会として知られている。

就業と育児を両立させることが一般的なノルウェーでは、保育施設²は、女性の労働推奨政策にとって不可欠な施設と考えられ、政府や自治体が積極的に数を増やした結果、2018年では91.8%の子ども (1-5歳) が保育施設に通園している (SSB)。泉によると、保育内容の質の向上にも着目された結果、保育施設法や、保育のナショナルカリキュラムは改訂が繰り返されており (泉 2017: 41)、2017年版の保育ナショナルカリキュラムにおいては、幼児期に経験すべきこととして、7つの学びの領域 (learning areas) があげられている。本研究では、その中の一つである「言葉」の領域をめぐる政策に注目する。

Strandが、他の北欧諸国と同様に、ノルウェーは「自由 (freedom)、平等 (equality)、連帯 (solidarity)」を

キーワード : 言葉、保育者、保育施設、ノルウェー、グローバル社会

*平成31年度生 人間発達科学専攻

重視する国であると述べるように (Strand 2006: 72)、ノルウェーは個人の権利を重視し、国民の多様性と平等の考え方を中心に発展してきた。国民が話す言葉に対しても、特別な配慮をすることが当然とみなされ、プークモール、ニーノシュク、サーミの3つの言葉が公用語として認められている³。このように、歴史的に平等、及び個人の話す言葉を尊重してきたノルウェーは移民が増えグローバル化の一途を辿るが、幼児の教育を担う保育施設ではどのような言葉の政策がとられてきたのだろうか。

先行文献を検討すると、泉 (2017)、エリンセター (2018)、Strand (2006) は保育や保育政策全般についての詳細を明らかにし、また、伊藤 (2010) は実際のノルウェーの保育施設を視察した上で、保育の具体的な様子について述べる。OECDによると、ノルウェーの保育は幼児期を過ごすこと自体に価値を見出す、教育学的 (pedagogical) で全体的 (holistic) な保育であると述べられる (OECD 2011: 163)。また、移民に向けてのノルウェーの言語政策については、岩崎 (2008)、河野 (2010) の研究が詳しく、特に岩崎は、1990年初頭から2006年にかけて、移民に対する言語政策に転換があったことを明らかにした (岩崎 2008: 108)。つまり、それまでは、それぞれの移民の出身国の母語を最大限に尊重し、ノルウェー語を習得させることに強制力は持たせていなかったが、特に2006年以降は「ノルウェーでは成人、年少者を問わず、あらゆる年代で移民に対するノルウェー語教育が強化されること」となった (岩崎 2008: 108)。その結果として、2018年にはノルウェーでは保育施設での職を希望する求職者に対する言語要件が政府により正式に発表された⁴。

平等や多様性を重要視した教育や保育において、コミュニケーションの重要な手段である言葉に関する議論は重要である。政府の言語政策の転換は、保育を行う保育施設における言葉の教育に、どのような影響を及ぼしたのだろうか。この点に関しての研究ははまだ不十分であり、検討の必要があると考える。

以上のことから、本研究の目的はグローバル化したノルウェー社会において、保育における言葉や保育者の話す言葉は、どのような観点から重視され、政策として、いかなる具体的な手段が講じられたのかについて明らかにすることとする。本研究によって、グローバル化する社会における幼児期の言葉によるコミュニケーションの重要性や意味を考える一助としたい。

2. 分析の対象と方法

2016年から2018年までの、ノルウェーの保育における言葉の教育の状況を分析するにあたり、ノルウェーのオンライン英字新聞 *Norway Today* の新聞記事を対象とする⁵。これはノルウェー語を母国語としない人も無料でノルウェー情報を獲得できるメディアである。ノルウェー語の読み書きができる人には、ノルウェー語により情報を得る媒体が多数存在する。しかし、ノルウェー語を読み書きすることができない人は必要とするノルウェーに関する情報を入手することができない。本研究は保育者のノルウェー語の能力について検討するため、ノルウェー語を母国語とせず、移民としてノルウェーで暮らすなど英語によるノルウェー情報を必要とする読者を対象とする英字新聞の記事を分析することが、有効と考えられる。

上記の理由により、*Norway Today* の新聞記事を分析対象とし、「保育施設」と「子ども」の2ワードで検索し、該当したものを記事内容によって分類し、検討する。対象とする時期は、保育者へのノルウェー語の言語要件に関する規定が議論された2017年前後の2016年1月から2018年12月までとし、関連する保育政策文書についても適宜検討する。

3. 結果

3. 1 保育の概要と、ナショナルカリキュラムにおける言葉に関する教育内容

3. 1. 1 ノルウェーの保育概要

2018年において、保育施設は総数5788ヶ所あり、自治体運営の公立保育施設が47.0%、民間の私立保育施設は53.0%である (SSB)。保育施設には3つのタイプがあり⁶、就園率は1-5歳までは91.8%、3-5歳では97.1%であり、義務教育ではないが、ほとんどの子どもが就園している。

保育者には、学位をとってペダゴジスタとして勤務する有資格者と、資格を持たない保育アシスタントとがい

る。本研究においては、いずれも保育施設で子どもに直接かかわるものとして、資格の有無を区別せず「保育者」とする。

3. 1. 2 保育法と保育ナショナルカリキュラムにおける言葉

2019年の時点で、ノルウェーの保育は、2005年に制定された保育施設法⁷と、2017年に改訂されたナショナルカリキュラム⁸に基づいて行われている。保育施設法においては、「保育施設は、教育的 (pedagogical) な行為 (undertakings) である」こと、「子どもの年齢、発達段階、性別、及びサーミの言語や文化を含む社会的、民族的及び文化的背景を考慮しなければならない」ことが規定されている (教育研究省: Ministry of Education and Research 以下MER 2005: 1)。また保育施設は、コミュニケーションを通じて発達を促すものであると規定され (MER 2017: 19)、ノルウェーの保育では言葉によるコミュニケーションが重視されていると考えることができる。

また、2017年のナショナルカリキュラムによると、言葉は、学びの領域 (learning areas) に規定された7つの領域の中の1番目の項目として「コミュニケーション、言葉と文章」の中に記載されている。その内容を以下に示す。

保育施設は、この学びの場に参加することにより、子どもたちが言語理解力、言語能力、多様なコミュニケーション方法を探求し、発達させることができるようにしなければならない。 (MER 2017: 47) (以下、下線は筆者による)

すなわち、保育施設において子どもたちは、言葉を直接的に言葉の学習として学ぶのではなく、「学びの場に参加すること」によって、多様な言葉の能力や言葉による理解について学ぶことが意図されている。また、さらに次のように規定されている。

子どもは、美的経験、知識、省察、言語及び文化との出会いの源として、文及び物語を伝達する様々な方法に親しむ。 (MER 2017: 48)

上記下線部のように、文や物語を伝達するために方法としての言葉に親しみ、言葉の理解の上に、美的経験、知識、省察、言語や文化との出会いが生じるとするのである。つまり、言葉を通してさまざまなことを学ぶことが目指されている。また、言葉の学びに関して、保育者は「子どもたちが他の人と言葉を交わし、コミュニケーションをとることを楽しむことができるための多様な言葉を使った環境を用意する」ことと述べられている (MER 2017: 48)。

以上、保育施設法の内容や保育のナショナルカリキュラムの言葉に関しての内容を検討することにより、ノルウェーの保育施設では言葉の学びや、言葉による他人とコミュニケーションの重視に加えて、言葉を使った環境を用意する保育者への注目があることを確認することができた。

3. 2 移民の状況とノルウェーへの統合

2019年の統計によると、移民と移民を両親に持つノルウェー生まれの子どもの総人口に占める割合は以下の表1に示される通りである⁹。

表1 移民と移民を両親に持つノルウェー生まれの子どもの総人口に占める割合

| 年 | 2010 | 2011 | 2012 | 2013 | 2014 | 2015 | 2016 | 2017 | 2018 |
|---|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| % | 11.37 | 12.21 | 13.14 | 14.07 | 14.86 | 15.58 | 16.27 | 16.81 | 17.31 |

(SSB 2019より筆者作成)

表1に見られるように、国民の総数に対する移民とノルウェーで生まれた移民を背景にもつ子どもの数の割合は、2010年以降増加する。岩崎 (2008) は1990年から2006年までの言語に関する政策の転換について説明し、「ノ

ルウェーの移民に対する言語政策の転換は、移民を労働市場に取り組み、福祉の受益者であると同時に、納税者として福祉の提供者とするための政策」であったと述べている（岩崎 2008: 101-102）。すなわち、G.ブロックマンが述べるように移民を「何とかして統合しなければならない」という考えの下、「統合」政策がとられ（ブロックマン 2017: 335）、そのための方策が考えられたのである。

3. 3 2016年－2018年の新聞記事の検討

3. 3. 1 新聞記事の内容による分析

表2 Norway Todayの「保育施設」と「子ども」に関する新聞記事（2016.1－2018.12）

| 日時 | 記事タイトル | 記事内容要約 |
|--------------|--|---|
| 2016. 1. 18 | 子どもの就園に向けて規定変更 | 9月10月生まれの子どもの就園の権利の拡大 |
| 2016. 2. 9 | 政府が保育者にノルウェー語の能力を要求 | 保育者のノルウェー語の能力に問題がある |
| 2016. 3. 16 | 保育施設に多数の待機児童 | 2014年以降、待機児童が増加 |
| 2016. 4. 16 | 就園しない子どものいる家庭を訪問する政府の政策 | ノルウェー首相は、就園しない子どもを持つ両親の家庭を訪問し、就園を促すことを政策上提言した |
| 2016. 4. 27 | 失業中の両親が保育施設を退園している | 多くの失業中の家庭が費用節約のために子どもを退園させている |
| 2016. 7. 16 | 就園の際の教育研究省大臣からのアドバイス | 両親に対して、就園に関する具体的なアドバイス |
| 2016. 7. 28 | 移民が国民の25歳以下の人口増加に貢献 | 移民や移民の子としてノルウェーで生まれた子の増加 |
| 2016. 9. 15 | ノルウェーの保育にかかる費用 | OECDの調査発表によると、ノルウェーがトップ |
| 2016. 10. 20 | 子どもの待機児童問題 | 生まれ月（9・10月）によって、待機児童になる |
| 2016. 10. 31 | 保育施設の正規保育者の率が低い | 保育施設における正規保育者の割合ランキングの発表 |
| 2016. 11. 13 | 9月10月に、待機児童0人 | 希望する全ての子どもが保育を受けられている状況 |
| 2016. 11. 21 | 児童性的虐待で男性保育者逮捕 | 子どもの性的な写真をインターネットに投稿 |
| 2016. 12. 14 | オスロの保育施設での事故 | 3歳児の怪我の園の責任 |
| 2017. 2. 15 | 低価格もしくは無料で保育施設への通所 | 前年に比べ、より多くの低所得家庭の子どもが通所 |
| 2017. 3. 22 | 保育施設での虐待により男性保育者逮捕 | 2012年から2017年にわたり保育施設で児童虐待 |
| 2017. 3. 27 | 保育施設に、より多くの保育者を希望 | 子どもたちがよい教育を受けるための保育者増員 |
| 2017. 4. 8 | 政府は保育施設の保育者が良い基本的なノルウェー語を話すことを要求 | 教育研究省大臣によると、子どもにとって、保育者が、良いノルウェー語を話せることが非常に重要である |
| 2017. 4. 12 | 保育施設の開所時間の長時間化 | 1日10時間以上開所している保育施設の増加への警鐘 |
| 2017. 4. 26 | 保育施設のアシスタント保育者に、ノルウェー語のスキルを政府が要求 | 保育施設の保育者として働きたいと希望する者は、ノルウェー語の読み書きの能力が必要 |
| 2017. 4. 26 | 家庭の児童虐待の通報義務 | 保育施設に、虐待通報義務違反で警察立ち入り |
| 2017. 4. 24 | 複数の言語を話す公務員の増加 | 複数の言語を話す人材が27人から55人に増加 |
| 2017. 6. 11 | 教育研究省大臣がオスロ市議会に苦言 | オスロ市議会が、一部の私立保育施設への補助金削減 |
| 2017. 6. 14 | 保育施設間の違法な差異 | 利益主導型の保育施設増加への警鐘 |
| 2017. 9. 1 | 保育施設の保育者として「良い」ノルウェー語が話せることを要求 | ノルウェー政府が、他言語を母国語とする保育者に、「良い」ノルウェー語が話せることを要求する提言 |
| 2017. 9. 8 | 政府が児童福祉に関する新しい政策を発表 | 政府（子ども平等省）は、児童福祉に関する政策に、新たに50ミリオンクローネを割り当てた |
| 2017. 10. 5 | オスロ地方に住む子どものうち60%は貧困 | オスロ市における子どもの貧困と環境の課題 |
| 2017. 11. 2 | ノルウェーの子どもを持たない人の急増 | 45歳の時点で子どもを持たない男女の率の急増 |
| 2017. 11. 21 | ノルウェーに貧困の子どもが増加 | ノルウェーに住む子どもの貧困深刻化と、移民の増加 |
| 2017. 12. 1 | 保育の減額対象の低収入家庭が減額処置を認知していない | 低収入家庭は、もっと低負担で通園できることに無理解 |
| 2018. 1. 14 | オスロ市は保育施設と学校におけるアシスタント保育者のノルウェー語への要求のルールを厳格化 | オスロ市では、アシスタントに求めるノルウェー語のスキルをBIとB2レベル以上に限定。また、中学卒業レベル以上に限定 |
| 2018. 2. 2 | ノルウェーで生まれる子どもの数減少 | 出生数が前年度同時期より急減 |
| 2018. 2. 26 | より低額な保育への機会への見逃し | 低所得の家族の申請により低額での保育可能 |
| 2018. 3. 8 | 保育施設におけるマイノリティーの言語を話す子どものために多額の費用 | マイノリティーの子どもたちが学校でよいスタートを切るためには、保育を受けることが必要 |
| 2018. 4. 5 | 91%の就園率 | 12歳は82.5%、35歳は97%の就園率。17%の子どもはマイノリティーの言語を話す |
| 2018. 4. 12 | 2001年以降子どもの貧困は3倍に増加 | 移民を背景に持つ子どもが多い |
| 2018. 5. 8 | 移民の子どもや移民の犯罪 | 移民をグループ分けして、犯罪について分析 |

（筆者作成）

対象とする新聞記事を「保育施設」と「子ども」のキーワードで検索したところ、2016年には13本、2017年には16本、2018年には7本の記事の計36本が確認された。これらの記事を、記事の内容により分析した結果、次の表3にまとめられるような傾向が見られた。

表3 Norway Todayの「保育施設」と「子ども」に関する新聞記事（2016.1-2018.12）の分類別記事の本数

| 記事の内容 | 記事数（本） |
|-----------------|--------|
| 子どもの保育施設への就園を推奨 | 11 |
| 保育者のノルウェー語能力 | 8 |
| 移民に関連 | 6 |
| 児童虐待 | 3 |
| その他 | 8 |

(筆者作成)

このように「子どもの保育施設への就園を推奨」することと、「保育者のノルウェー語能力」に関する内容の記事が特に多いことがわかる。3年という期間に同じ内容に関する記事が複数回、掲載されていることから、読者に繰り返し発信すべき内容と捉えられていると考えられる。したがって、記事数の多い「子どもの保育施設への就園を推奨」と「保育者のノルウェー語能力」の記事内容についてさらに詳しく検討することとする。

3. 3. 2 新聞記事に見る「子どもの保育施設への就園を推奨」

記事によると、「待機児童の増加」を懸案事項とし（*Norway Today* 以下NT 2016.10.20）、「就園を希望しない家庭には自治体職員による家庭訪問」をすることが推奨され（NT 2016.4.16）、低収入家庭の子どもの就園を推奨するために「減額措置の周知の徹底」（NT 2017.12.1）などが取り上げられている。岩崎は「就学前の児童が、移民のコミュニティの中だけで生活し、ノルウェー語の習得が妨げられることのないよう、幼稚園へ通わせることも奨励された」と述べている（岩崎 2008: 108）。ノルウェー政府は、移民を含む、できる限り多くの子どもを保育施設（幼稚園）に通園させることにより、ノルウェー語やノルウェー文化習得の重要な機会を逃さないことを目指したと考えられる。実際に、教育研究省大臣のT.Isaksenは、「子どもたちは就学前に十分にノルウェー語を習得する必要がある」（NT 2016.2.9）というコメントを寄せている。これは、ノルウェー語を母国語としない子どもが就学したときに、学校での学習内容を理解することができず、ノルウェーの学校教育において、平等な学習機会を逃すことへの危惧とみなすことができる。

3. 3. 3 新聞記事に見る「保育者のノルウェー語能力」

「保育施設の保育者のノルウェー語の能力に問題がある」（NT 2016.2.9）という記事から始まり、2017年には保育者のノルウェー語能力の要件に関する記事が増加する。教育研究省大臣は、子どもにとって、保育者が、良いノルウェー語を話せることが非常に重要であることを指摘し、保育施設の保育者としての雇用を希望する者にはノルウェー語の読み書きの試験に合格することが要求される（NT 2017.4.26）ことが規定されたと発表した。2015年には、保育施設のアシスタント保育者のうち16%は移民で、総数9500人程度であり、「子どものノルウェー語の力を伸ばすことや子どもの両親とコミュニケーションをとるためには、保育者にノルウェー語能力を要求することは道理に適う」（NT 2017.4.26）という教育研究省大臣のT.Isaksenのコメントが掲載された。

保育施設に通う子どもがノルウェー語を学ぶために、保育者がノルウェー語を話せることは非常に重要である。しかし国の規定がなければ、保育者不足を補うためにノルウェー語の能力の著しく低い移民が保育者として採用される可能性が高く¹⁰、それは保育施設に通う子どもたちにとって不利益となる。その問題意識から、2017年に保育者にノルウェー語の読み書きのテストを義務付ける規定が制定されると同時に、その内容を周知するために、類似した内容で計8本の記事を英字新聞に掲載したと考えられる。このように保育者の言語要件は、保育者の専門性の一つとして重視されたのである。

3. 4 保育者に求められるノルウェー語能力の要件

では保育者に求められるノルウェー語の要件はどのようなものであったのだろうか。2018年3月に、政府によって発表された言語要件の規定の内容は以下の通りである。

保育施設保育者にノルウェーの国家要件を導入¹¹

8月1日から保育施設での職を希望する人は全員十分なノルウェー語のスキルを身につける必要がある。(中略) 政府は、保育施設で働きたいノルウェー語やサーミ語以外の第一言語を持つ人は、十分なノルウェー語の能力を必要とするという国家要件を導入する。(中略) 政府の提案は、保育施設の職の希望者がノルウェー語の語学試験¹²に合格し、書面による試験でレベルA2を、読解、聴き取り、口答での試験ではレベルB1を達成していることを意味する。(Norway Government 2018)

ノルウェー語を母国語としない人に対するノルウェー語の能力は、コンペタンズノルゲ (Kompetansenorge) が主催するノルウェー語試験によって測られ、就職の際の応募条件に記載されることもある¹³。保育者がノルウェー語を話す能力は、保育施設に通う子どもがノルウェー語を習得するプロセスを考えたときには不可欠なものである。子どもたちへの保育は、保育者による言葉やその他の保育環境を通じて行われるものであり、また、ナショナルカリキュラムに規定されている通り、保育者と子ども、または子ども同士の言葉によるコミュニケーションによって社会性を始めとして多くのことを学ぶことが目指されているからである。さらにはノルウェー語の習得により、就学後もノルウェー語による教育を受けることができ、その後の高等教育や就職への道にも繋がりがやすくなる。

しかし、保育者へのノルウェー語の能力要件は、保育施設に通う子どもたちのノルウェー語の習得だけを意図したものではないとも考えられる。ここでは、保育職を得ようとする求職者としての移民 (大人) にも着目したい。ノルウェー語を話さない移民が、ノルウェーで職を得ることはたやすいことではないが、保育職は、移民が比較的、職を得やすい職種とされている¹⁴。移民が保育者として職を得ることは、ノルウェー語を習得し、社会に貢献しうる納税者になることにつながると考えられる。例えば、*I arbeidslivet Barne- og ungdomsarbeider* (『子ども・若者と働く生活の中で』) は、ノルウェー語を母国語としない人が保育者として働くために必要なノルウェー語に関する語学学習書である (Dreyer, G. and Meza, N 2019)。この本の表紙左上には、A1-A2またはA2-B1レベルというノルウェー語試験の目安の表示がある。

ノルウェー語の語学試験のウェブサイト¹⁵によると、試験のレベルはA1-A2, A2-B1, またはB1-B2の3つのレベルがあり、いずれかを選択して試験を受けることができる。また、ノルウェー語を母国語としない人が就職するときに必要となる基本的なノルウェー語能力に関する説明が、おもに移民が就くことの多い職種別にまとめられており、保育施設の保育者 (kindergarten assistant) に関しても記載されている。

すなわち、保育施設における保育者のノルウェー語能力の国家要件の導入は、子どもにとっての言語政策だけでなく、ノルウェー語を母国語としない移民のための言語政策とも考えられるのである。移民を背景に持つ子どもと大人、双方にとっての言語政策として保育者のノルウェー語の能力に対する要求を規定していると考えられる。つまり、次の二つの意味を持たせた「統合」に向けた政策と考えられるだろう。

第一に、移民同士のカップルから生まれた子どもが国民の中で増加した状況に応じて、その子どもたちが保育施設でノルウェー語を習得し、その後の人生でノルウェー国民として生活していくことを可能にする政策である。第二に、移民がノルウェー語を習得して労働者としてノルウェー社会の労働市場に参入し、納税者となることを目指す政策と考えることができる。

この両方の目的を満たすために、保育者としての職の希望者がノルウェー語を獲得していることに関する条件が有効であるという政策がとられたことが明らかとなった。

前述した保育施設法や保育のナショナルカリキュラムには、子どもたちの言葉の力を伸ばすことの重要性や、言葉によるコミュニケーションが保育者に求められることが明確に規定されている。従って、あえて保育者へのノルウェー語能力試験を行う必要はないという反論があるかもしれない。しかし、保育施設法やナショナルカリキュラムにおける目標だけでは、ノルウェー語を十分に話せない保育者が増加し続け、それに伴い、子どもたち

がノルウェー語を習得する機会が失われると同時に、就学後の学習に困難を抱えることが予想される。また同時にノルウェー語を話さない労働者が増え続けることが推測される。それは、将来的にノルウェー語を十分に話さないノルウェー人が増えることを意味し、職を得ることが難しい場合には「ノルウェー人から『ノルウェー人が支払った税金によって成り立つ社会保障への寄生者』とみなされる」移民が増えることにつながるのである（岩崎 2008: 107）。

以上の理由により、政府は、保育者へのノルウェー語要件の中に語学試験のレベルを規定し、ノルウェー語を母国語としない子ども及び保育者のノルウェー語のレベルを向上させることを意図したと考えられる。目標を定めるだけでなく、その目標が達成されるための具体的な方策が講じられたことが明らかになった。

4. 結論と今後の課題

本研究においては、ノルウェーの英字新聞の「保育施設」と「子ども」で検索した記事をノルウェーの保育政策文書と共に分析した。すると、言葉に関しての政策には、保育者のノルウェー語能力を重視し、保育者になるためにはノルウェー語を母国語としない人のためのノルウェー語の語学試験に合格することが必要とされていたことが明らかとなった。このことは、移民のノルウェー社会への包括を目指すための二つの目標と考えられていた。第一に、ノルウェー語を母国語としない子どもたちが保育施設にてノルウェー語を習得し、就学後のノルウェー語による学習につなげること、第二に、移民の大人がノルウェー語を習得し、労働市場に参加することが目指されたと考えられる。すなわち移民をルーツとして持つ子どもがノルウェーでの学ぶ権利を失わずに済むように、また同時に、移民が職を得るときに、ノルウェー語を習得しノルウェー語を必要とする職を得て生活できるようにということが政策の中で目指されたのである。この二つの目標を達成するために有効な場として、保育施設への大きな期待があり、子ども及び保育者の言葉に対して具体的な政策がとられたことと、その内容が明らかとなった。

世界におけるグローバル化が進む中で、言葉や文化の異なる人が国を越えて移動することが増えるため、保育にもグローバルな視点が必要になってきている。今後ますます多くの国の保育が、多様な文化や言葉が交わる場へと変わっていくだろう。それに伴い、保育に関する法律やナショナルカリキュラムだけでなく、保育者に求められる専門性も変化していく必要がある。本研究で対象とした保育における言葉の問題と共に、保育にグローバルな視点を持つことの重要性を考えていく必要があるだろう。

本研究では、2016年から2018年という時期に限定し、ノルウェーの保育における言葉に関する政策について検討した。今後は対象とする時期を広げ、保育における言葉に関連する政策だけではなく、より広い視野で平等や多様性について検討する必要がある。今後の課題とし、グローバル社会における保育において平等や多様性を重視することの重要性について、引き続き考えていきたい。

【註】

- 1 HDI（人間開発指数）とは、Human Development Index の略記であり、UNDP（国連開発計画）が毎年発表している人間開発報告書の一部として、国民の平均寿命、教育、所得・生活水準という3分野のデータから算出される。1990年から始まり、189か国・地域が対象となっている（2018年時点）。
- 2 1975年の最初の保育施設法により、それまでにあった保育園（ダグヘム）と幼稚園（バルネハーゲ）が統一され、両方の機能を併せ持つバルネハーゲと名付けられた（以下、保育施設とする）。研究者や文献によって、「保育園」、「保育施設」「幼稚園」「子ども園」等、記載が多様であることから、本研究では保育施設と称することとする。保育施設に関するデータはすべて、ノルウェー統計（2019/8/15閲覧Norway Statistics:<https://www.ssb.no/en/utdanning/statistikker/barnehager/aar-endelige>）による。
- 3 岡本によれば、教育機関で使用する書き言葉はそれぞれの市町村自治体で決定され、現在ではニーノシュクを教育言語とするものは全体の15%未満という状態が続くが、公的機関の申請用紙は二言語で用意されている（大島・岡本編 2014: 130-131）。サーミは先住民族を指し、法律によりサーミの言語と文化が保護される。
- 4 ノルウェー語の言語要件（2019/8/15閲覧）
<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/innforer-nasjonalt-norskkrav-for-barnehageansatte/id2592472/>

- 5 Norway Today : ウェブサイトによれば、Tor Ingar Oesterudがノルウェーのニュースを伝える複数の新聞のジャーナリストとして勤務したのち、責任者となり運営する。Norway Todayによれば、本紙は「政治的に独立したオンライン新聞である。そのため、私たちが考えているニュースを自由に伝えることができる」(2019/8/15閲覧<https://norwaytoday.info/category/news>)
- 6 保育施設には、泉によると①施設型子ども園②家庭で少人数を保育する家庭型子ども園③親子で通うオープン型子ども園がある(泉 2017: 54)。
- 7 Barnehaeloven : バルネハーゲ法(英訳では、the Kindergarten Act)。本研究では英訳版を参照する。
- 8 Rammeplan for barnehagen : バルネハーゲのための枠組み計画(英訳では Framework plan for Kindergartens)。本研究では英訳版を参照する。
- 9 ポーランドからの移民が98,691人と、最も多く、次にリトアニアが39,300人、スウェーデンが35,586人、そしてシリアからの移民が30,795人と続く(SSB)。
- 10 泉によると、「保育需要の急増で保育者不足が蔓延」している(泉 2017: 55)。
- 11 保育者のノルウェー語能力に関する規定: Innfører nasjonalt norskkrav for barnehageansatte (Norway government 2018)
- 12 ノルウェー語を母国語としない人に対する語学試験により、ノルウェー語能力は、低いほうからA1,A2(初級)、B1,B2(中級)と定められ、合格の水準が異なる。
- 13 Kompetansenorgeコンペタンスノルゲはノルウェー語学試験を実施する(2019/8/15閲覧)
<https://www.kompetansenorge.no/tests/norwegian-language-test/registering-for-the-test/>
- 14 前述のKompetansenorgeのウェブサイトの中には、保育施設のアシスタントの他、バス運転士、大工、掃除員、電気技師、フォークリフト運転士、個人ケアワーカーなど、移民が職を得ることが多い職種が取り上げられ、職に求められるノルウェー語の能力が、英語やノルウェー語で職種別に記載されている。
- 15 保育施設のアシスタント(保育者)に求められるノルウェー語の読み書きと会話の能力(2019/8/15閲覧)
https://www.kompetansenorge.no/contentassets/ac023bcb97344597a7cd8634ac347d7b/kindergarten_assistants.pdf

【参考文献】

- ブロックマン (Brochmann, G., 桜井政成訳), 2017, 「移民問題」 ベーターセン, K./クーンレ, S./ケットネン, P. 編, 『北欧福祉国家は持続可能か——多元性と政策協調の行方——』 ミネルヴァ書房, 328-350.
- Dreyer, G. and Meza, N., 2019, I arbeidslivet Barne-og ungdomsarbeider, Oslo: Cappelen Damm.
- エリンセター (Ellingseter, L., 大野歩訳), 2018, 「ノルウェー——普遍的で質の高い乳幼児期の保育を目指して」 ガンバロ, L./スチュワート, K./ウォルドフォゲル, J. 編, 山野良一・中西さやか監訳 『保育政策の国際比較——子どもの貧困・不平等に世界の保育はどう向き合っているか』 明石書店, 75-104.
- 伊藤喬治, 2010, 「ノルウェーの保育/幼児教育(特集 ノルウェーの教育と文化)」 『子どもの遊びと手の労働』 437: 12-15.
- 岩崎昌子, 2008, 「ノルウェーの移民に対する言語政策の転換——『脱商品化』と矛盾しない移民の統合」 『国際広報メディア・観光学ジャーナル』 6: 91-111.
- 泉千勢編, 2017, 『なぜ世界の幼児教育・保育を学ぶのか——子どもの豊かな育ちを保障するために』 ミネルヴァ書房.
- 河野健一, 2010, 「グローバル化する人の移動と高福祉国家ノルウェーの対応——移民・難民増に人道主義はどこまで耐えられるのか」 『長崎県立大学 研究紀要』 11: 145-159.
- Ministry of Education and Research, 2005, Act no 64 of June 2005. (2019/8/15閲覧)
https://www.regjeringen.no/globalassets/upload/kd/vedlegg/barnehager/engelsk/act_no_64_of_june_2005_web.pdf.
- Ministry of Education and Research, 2017, Framework plan for Kindergartens. (2019/8/15閲覧)
<https://www.udir.no/globalassets/filer/barnehage/rammeplan/framework-plan-for-kindergartens2-2017.pdf>.
- Norway government, 2008, Innfører nasjonalt norskkrav for barnehageansatte, (2019/8/15閲覧)
<https://www.regjeringen.no/no/aktuelt/innforer-nasjonalt-norskkrav-for-barnehageansatte/id2592472/>
- OECD・星三和子・首藤美香子・大和洋子・一見真理子編, 2011, 『OECD保育白書: 人生の始まりこそ力強く一乳幼児期の教育とケア(ECEC)の国際比較: Starting strong II: early childhood education and care』 明石書店.
- 大島美穂・岡本健志編, 2014, 『ノルウェーを知るための60章』 明石書店.
- Statistic Norway (SSB), ノルウェー統計 <http://www.ssb.no>
- Strand, T., 2006, "The social game of early childhood education the case of Norway," Johanna Einarsdottir, and Judith T. Wagner eds., *Nordic childhoods and early education: philosophy, research, policy, and practice in Denmark, Finland, Iceland, Norway, and Sweden*, Greenwich: Conn: Information Age Pub, 71-99.